

広島修道大学における新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

本指針は、学生と教職員の健康と安全を守ることを第一とし、教育・研究を継続していくための本学の活動を危機レベル単位にまとめ、可視化することを目的に策定する

危機レベル	授業 (講義・演習・実習)	研究活動 (研究指導含む)	事務機能	学内会議	学生の入構	学生の課外活動
0	感染発生情報に留意し、通常勤務とする（新たな生活様式等を実施する）					
1	○対面授業と非対面型授業を併用する。ただし、対面授業では十分な感染防止措置を講じる。 ○具体的な授業実施方法は別に定める。	○感染防止措置を講じた上で、研究活動を続行するものとする ○大学院生等は研究室での滞在時間を減らし、自宅で行うことを推奨する ○学位論文に係る研究指導等は非対面型での実施を推奨する	○感染防止措置を講じた上で、通常勤務とする ○時差出勤退勤を活用する	○感染防止措置を講じた上で、対面会議を実施する ○オンライン会議を推奨する	○感染防止措置を講じた上で、学生を入構可とする ○不要な入構、滞留は自粛を要請する	○感染防止措置を講じた上で、活動を許可する ○不要不急の活動の自粛を要請する（感染地域での活動は禁止する）
2	○非対面型授業を主体とする ○対面授業は感染防止措置の上、資格取得・実習等でやむを得ず行う必要があるものに限定する	○現在進行中の実験・研究を継続するために必要最低限の立ち入りを許可する ○学位論文に係る研究指導は原則、非対面型で実施する（研究室において研究指導を行う必要がある場合は、予め研究科長の許可を得て実施する）	○状況に応じて在宅勤務等を活用する ○時差出勤退勤を活用する	○可能な限りオンライン会議とする	○感染防止措置を講じた上で、学生の入構を制限する	○原則、活動を禁止する ○感染防止措置を講じた上で、一部の活動のみを限定的に許可する
3	○対面授業を停止する ○非対面型授業のみとする	○現在進行中の実験・研究を継続するために必要最低限の立ち入りを許可する（学生は入室禁止とする） <入室可能な例> (1)移動不可能な研究資料や研究機器等による研究のうち、研究成果公表の期限等により継続が必要な研究の遂行 (2)研究中止により研究上大きな影響を被ることになる、継続的な実験を行っている研究の遂行 (3)研究資料や機器の持ち出しや、進行中の実験を終了・中断する業務に関わる作業のための入室 (4)研究機器や薬品等の維持・管理等、研究環境の維持に必要な一時的な入室	○在宅勤務等を活用し、出勤人数を制限する ○現在進行中の重要な事務の継続と、事務機能維持のための必要最小限の人員に限った出勤とする	○陪席を含め10人以上の会議は原則、オンライン会議とする ^{※1}	○学生の入構を禁止する ^{※2}	○全活動を停止する
4	○対面授業を停止する ○非対面型授業のみとする	○研究室等への立ち入りを禁止する ○研究環境の最低限の維持のために、学部長の許可の下、研究室への一時的な立ち入りを許可する（学生は入室禁止とする）	○大学施設の維持管理のためのみ、必要最小限の人員の出勤とする	○緊急時を除き、オンライン会議のみとする	○学生の入構を禁止する	○全活動を停止する

※1 構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試に係わる重要事項等を取扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し別途検討するものとする

※2 時間、場所、内容を制限した上、限定的な入構を許可する場合がある